

くらしの安心情報

情報ファイル NO.135

平成 25 年 10 月 11 日

「A社が販売するダイヤモンドを代わりに買ってくれたら、高値で買い取る」というB社の言葉を信じて購入しました。買い取ってもらおうとB社に電話をしてもつながらないのですが...

相談内容

【相談者 80代 女性】

突然、自宅にA社からダイヤモンド販売のパンフレットが送られてきました。しばらくして、B社から「A社のパンフレットが送られてきていないか。個人でしか買えないので、当社の代わりに買ってくれば後で高値で買い取る」と電話があり、指示されたとおり宅配便で現金(数百万円)を送付しました。その後、ダイヤモンドが送られてきたので、B社に買い取ってもらおうと電話をしましたがつながりません。ダイヤモンドを鑑定してもらったところ、偽物だとわかりました。お金を取り戻せないでしょうか...

対処方法

業者が販売する商品や権利等を別の業者が「高く買い取る」などと言って契約させようとする、いわゆる「劇場型勧誘」の相談は以前から寄せられていますが、最近では、未公開株や怪しい社債など投資に関連したものだけでなく、ダイヤモンドや金、美術品等の購入を勧誘するケースもあります。

- ・ 相談者には、詐欺被害にあったと思われることから、早急に警察に届けるよう助言しました。実際に商品等の買い取り等が行われたケースは確認されておらず、一度支払ってしまうと連絡が取れなくなり、お金を取り戻すことは困難です。
- ・ トラブルに巻き込まれないためには、「高値で買い取る」などといった、うまい話には絶対に乗らないことが大切です。また、宅配便で現金を送ることはできません。
- ・ 高齢者がトラブルにあうケースが多いので、家族など周りの人の見守りが大切です。
- ・ 万一トラブルにあった場合は、一人で悩まず、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

高値で買い取りませ



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890